

民事保全規則第二十條第一号ハの不動産の価額を証する書面として保全命令の申立書に添付すべき証明書の交付等について

平二・九・二七自治固第六八号
(東京都主税・総務局長、各道府県総務部長あて)
自治省税務局長通達

標記において、最高裁判所事務総局民事局から別添のとおり依頼があつたが、民事保全規則(平成二年最高裁判所規則第三号)の施行日以降、市町村において、保全命令事件の当事者(当事者となるべき者を含む。)又はその代理人

について(依頼)

民事保全規則(平成二年最高裁判所規則第三号)の制定及び公布に伴い、同規則第二十條第一号ハ(同規則第二十三條において準用する場合を含む。)の規定の運用について、新潟地方裁判所長から別紙の照会がありました。

この照会については、同地方裁判所長の見解のとおりと考えますので、同規則の施行が予定される平成三年一月一日以降、保全命令事件の当事者等が仮差押命令及び仮処分命令の申立書に添付するために使用する目的で、地方税法第三百四十九條の規定による固定資産税の課税標準となる価格のある不動産について、所轄公署の交付する当該価格の証明書の交付を同公署である市町村に対し求めた場合には、これを交付するものとされるようお取り計らいください。

なお、従前から訴えの提起、調停の申立て及び借地非訟の申立てのために使用する目的で、前記の証明書の交付の求めがあつた場合には、これを交付する取扱いがされておりますが、今回の仮差押え及び仮処分の申立てのために使用する場合も含めて、別紙様式により前記の証明書の交付申請があつた場合には、これを交付するものとされるようお取り計らいください。

(別紙)

新地裁総第六百五十五号
平成二年八月六日

民事保全規則第二十條第一号ハの不動産の価額を証する書面について（照会）

民事保全規則（平成二年最高裁判所規則第三号）第二十條第一号ハ及び第二十三条によれば、不動産に対する仮差押及び仮処分命令の申立書には不動産の価額を証する書面を添付すべきものとされています。地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十九条の規定による固定資産税の課税標準となる価格のある不動産については、所管公署の交付する当該価格の証明書を添付させるべきものと考えますが、疑義がありますので、貴局の御見解をお伺いいたしたく、照会いたします。

（別紙様式）

固定資産評価証明書の交付申請書

下記の裁判所に対し、下記の事件の申立てをするため必要がありますので、下記の物件について固定資産評価証明書を交付されたく申請いたします。

なお、交付を受けた証明書を下記の目的以外に使用することはいたしません。

平成 年 月 日

市（町・村）長 殿

申 請 人	弁 護 士 の 場 合	事務所所在地 氏 名						印
	弁 護 士 以 外 の 場 合	本人の住所 本人の氏名（名称） 代理人の住所 代理人の氏名						印 印
使用 目的	裁判所 支部に 訴えの提起 仮差押えの申立て 仮処分の申立て 調停の申立て 借地非訟の申立て のため							
物 件 の 表 示	区 分	物件の所在地	家屋番号	地 目 (種類)	地 積 (床面積)	証明年度	所有者氏名 (名 称)	
	土地・家屋					年度		
	土地・家屋					年度		
	土地・家屋					年度		
	土地・家屋					年度		
	土地・家屋					年度		

（公署記入欄）

証 明 番 号		証明件数	通 件	台帳照合	
---------	--	------	-----	------	--

（注）

- 1 弁護士が申請する場合には、次の要件を充足しているときに限り、証明書が交付されます。
 - (1) 申請人欄の上位に事務所所在地及び氏名を記入し、弁護士の職印を押印すること。
 - (2) 事務員等を使用者として申請する場合には、「事務員等何某を使用者として交付申請する」旨を記載した文書等を携行させること。
- 2 弁護士以外の者が申請する場合には、次の要件を充足しているときに限り、証明書が交付されます。
 - (1) 申請人欄の下段に住所及び氏名（名称）を記入し、押印すること。申請人が司法書士である場合には、職印を押印すること。
 - (2) 代理人によって申請する場合には、(1)に加え、代理人の住所及び氏名を記入し、代理人が押印した上、委任状を提出すること。ただし、司法書士が事務員等を代理人として申請する場合には、委任状の提出に代えて、「事務員等何某を代理人として交付申請する」旨を記載した文書等を携行させれば足りる。
 - (3) 窓口において職員の求めがあった場合には、申請人（本人又は代理人）は、自己の身分を証する書面及び使用目的に使用することを証する資料を提示すること（郵送による申請の場合には、使用目的に使用することを証する資料を添付すること）。ただし、司法書士が申請する場合には、これらの提示又は送付に代えて、使用目的欄の余白に嘱託者の住所及び氏名（名称）を記載すれば足りる。